

令和3年度県庁舎防災・消防訓練の実施について

1 目的

消防法等により、県庁舎の建物に年1回義務づけられている「消火、通報及び避難の訓練」を実施し、県庁舎に勤務する職員の自衛消防活動における役割認識、防災・防火意識の高揚を図る。

2 日時

令和3年11月9日（火） 13：15～14：50

3 参加者：約50名

- (1) 本庁職員（行政庁舎、議会庁舎、警察本部庁舎に勤務する職員）
- (2) 使用許可団体（金融機関等）

4 訓練内容

○ 防災訓練（13：15～13：45）

震度6強程度の揺れを伴う地震が発生。建物自体の損傷はないが、エレベータの緊急停止による閉じ込めが発生し、閉じ込め者が負傷したとの想定で、初動対応訓練、閉じ込め者の救出訓練を行う。

(1) 初動対応訓練

- ア 地震発生時の庁内放送（地震発生時の安全行動を実施するよう指示）
- イ 負傷者の有無の確認・連絡
- ウ 建物の損害状況の確認・連絡
- エ 電気・機械設備の損害状況の確認・連絡

(2) エレベータ閉じ込め者の救出訓練

○ 消防訓練（14：15～14：50）

行政庁舎8階交通政策課前の湯沸室から出火したとの想定で、通報・初期消火、避難訓練等を行う。

(1) 通報・初期消火訓練

- ア 感知器作動による発報放送
- イ 初期消火訓練、消防署への通報
- ウ 消防設備、放送設備等の作動確認

(2) 避難訓練（避難場所：行政庁舎1階エントランスホール）

庁内執務者：県職員（行政、議会、警察）、使用許可団体

(3) 屋外での消火訓練

消火器の実射訓練

※並行して実施する訓練もあり、複数箇所での取材は困難な場合があります。

※事前取材については、当日午前中までをお願いします。

※消火器の実射訓練は、雨天時は中止となります。

県庁舎防災・消防訓練次第

令和3年11月9日(火)

13:15～14:50

- 防災訓練 13:15～13:45

- 消防訓練
 - 1 通報訓練 14:15～14:17

 - 2 初期消火訓練 14:16～14:20

 - 3 避難訓練 14:17～14:35

 - 4 屋外消火訓練(消火器実射) 14:35～14:45
※場所:せせらぎの杜

 - 5 防火・防災管理者挨拶 14:45～14:50

令和3年度県庁舎防災・消防訓練時の取材について

1 取材場所及び時間の目安（※進行状況により、時間は前後する可能性あり）

① 防災訓練

時 間	階 数	内 容	場 所	備 考
13:15～13:16	6階	地震発生時の安全行動を実施	管財課内	事務に支障のない全職員が約1分間の安全行動（机の下に隠れるなど）を実施
13:16～13:25	各階	地震発生後の各階の状況や設備の異常等の通報連絡訓練	図面A	各階業務用エレベーターホールの非常電話を使用
13:16～13:45	2階	エレベータ閉じ込め者の救出訓練	図面B	2階業務用西エレベーターホール

② 消防訓練

時 間	階 数	内 容	場 所	備 考
14:15～14:35	1階エントランス	避難場所	図面1	
14:15～14:35	1階エントランス	避難路	図面2	
14:15～14:20	8階	出火階	図面3	交通政策課前湯沸室
14:35～14:50	せせらぎの杜	消火器訓練	図面4	

2 その他

- (1) 訓練中は非常放送が流れ、サイレンが鳴ります。
- (2) 業務用エレベータについては、訓練中は使用できません。
- (3) 訓練では西階段を使用しますので、階段移動の際は東階段をご利用ください。